

平成二十年十月六日提出
質問第七六号

標準報酬月額の改ざん等に関する質問主意書

提出者
山井和則

標準報酬月額の改ざん等に関する質問主意書

一 五等級以上、標準報酬月額が変更された七五万件のうち、不適正な改ざんは、どれくらいと推定されるのか。その根拠もあわせてお答え頂きたい。明確な根拠がないのであれば、サンプル調査を行い、七五万件のうち、何%くらいが不適正な改ざんかを調べるべきと考えるがいかがか。もしサンプル調査をしないのであれば、しない理由もお答え頂きたい。

二 半年以上さかのぼって、標準報酬月額が変更された五三万件のうち、不適正な改ざんは、どれくらいと推定されるのか。その根拠もあわせてお答え頂きたい。明確な根拠がないのであれば、サンプル調査を行い、五三万件のうち、何%くらいが不適正な改ざんかを調べるべきと考えるがいかがか。もしサンプル調査をしないのであれば、しない理由もお答え頂きたい。

三 年金記録確認第三者委員会では、九月二日までの時点で、標準報酬月額の改ざんの認定が一七件、加入期間の改ざんの認定が四八件（一件は重複）であったが、「消された年金」と言われる改ざんの年金記録のうち、標準報酬月額の改ざんと、加入期間の改ざんは、どちらの件数が多いのか。

四 三月末までに送付された「ねんきん特別便」について、「訂正なし」と回答があったのは、今日まで何

件か。

五 四のうち、電話で再確認したのは何件か。そのうち、訂正が見つかったのは何件、何%か。

六 四のうち、戸別訪問して再確認したのは何件か。そのうち、訂正が見つかったのは何件、何%か。

七 「訂正なし」と回答があった方全員に再確認するのはいつまでにするのか。

右質問する。